



# 健康保険・年金

## 国民健康保険

問 国保年金課国保資格係 ☎03-5803-1192

病気やけがをしたとき経済的負担ができるだけ軽く済むよう、日頃から各自の収入に応じてお金を出し合い、医療費にあてていこうという助け合いの制度です。

### 仕組み

住民票の世帯を単位とし、国民健康保険加入者全員の保険料を世帯主に負担していただきます。保険料は、基礎分・支援金分と介護分(40～64歳の方に加算)があり、それぞれ所得割額(対象者全員の算定基礎額×所得割料率)と均等割額(均等割額×対象者数)の合算で算出します。

### 届出

国民健康保険に加入するとき、やめるときは14日以内に手続きをしてください。

手続きの際には、窓口へ届出に来る方の本人確認書類のほかに、世帯主及び手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)を確認できるものが必要です。

※同一世帯以外の代理人が届出をする場合は委任状、代理人の本人確認書類が必要

### 加入する方

国民健康保険には、次の方を除き、全ての方が加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険などに加入している方とその扶養家族
- ②後期高齢者医療制度に加入している方
- ③生活保護を受けている方 等

#### こんな時の手続き

加入するとき	転入したとき
	職場の健康保険をやめたとき
	家族の健康保険の被扶養を外れたとき
	生活保護を受けなくなったとき
やめるとき	子どもが生まれたとき
	転出するとき
	職場の健康保険に入ったとき
	生活保護を受けるようになったとき
その他	死亡したとき
	住所・氏名・世帯主等が変わったとき
	保険証をなくしたとき
	修学のため、他の区市町村で生活するとき
	児童福祉施設に入所されたとき
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設や障害者支援施設等に入所されたとき
外国籍の方で、在留期間更新・変更されたとき	

## 国保便利帳

### 掲載内容

国民健康保険、後期高齢者医療制度、保険料、健康診査、指定保養施設等に関する様々な情報

### 無料配布

- 国民健康保険加入者に4月中旬頃に郵送
  - 希望者に国保年金課窓口で配布
- ※区ホームページにも掲載



(2023年度版見本)

問 国保年金課管理係 ☎03-5803-1191

## 高齢受給者証

問 国保年金課国保資格係 ☎03-5803-1192

70～74歳の方の医療費の自己負担割合は、3割又は2割のいずれかとなります。70歳になる誕生日の翌月(1日生まれの方は誕生日)から資格が生じ、高齢受給者証を交付します。

## 保険料の納付

問 国保年金課国保収納係 ☎03-5803-1194

### 納付書

7月から翌年3月の9回払い。5年は7月と11月の年2回、6年以降7月に年1回納付書を送付します。

### 口座振替

手続は口座のある金融機関・郵便局又は国保年金課国保収納係で受付けます。口座振替の申込用紙については国保年金課国保収納係へお問い合わせください。

問 国保年金課滞納整理係 ☎03-5803-1195

### 納付相談

事情により納付期限までに納付できない場合は、納付方法の相談を受付けています。

## 給付の種類

問 国保年金課国保給付係 ☎03-5803-1193

### 療養の給付

病気やケガをしたとき、医療機関等に保険証を提示すると、医療費の一部(3割又は2割)の自己負担で、診療が受けられます。残りの7割又は8割は国民健康保険が負担します。  
※70～74歳の方は高齢受給者証も提示

### 療養費(あとから払戻しが受けられる場合)

内容	申請者	給付
やむを得ない理由で保険証を提示できなかったとき 海外で治療を受けたとき 医師が治療上必要と認めた コルセットなどの補装具 骨折やねんざなどで接骨院で治療を受けたとき 医師が治療上、マッサージ・はり・灸を必要と認めたとき	世帯主	審査機関で認められた保険診療分の7割又は8割を審査後に指定された世帯主の預金口座に振込み ※国保資格取得日から14日を過ぎて加入手続きをしたときは、保険証を交付された日以降の診療分のみ対象

### その他の給付

内容	申請者	給付
被保険者が出産したとき	世帯主	出産育児一時金(☎P50) 50万円(出産日が令和5年3月31日以前は42万円) ※世帯主の預金口座情報が必要
被保険者が死亡したとき	葬祭を行った方	葬祭費(☎P79) 7万円 ※葬祭を行った方の預金口座情報が必要

※必要書類等詳細は国保年金課国保給付係へ

### 高額介護合算療養費の支給 ☎P66

### 第三者行為による傷病届 ☎P77

## 高額療養費

問 国保年金課国保給付係 ☎03-5803-1193

病気やケガで医療機関にかかり、1か月の医療費が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた額が支給される制度です(2か月にまたがる場合は月ごとに別々に計算)。

該当する世帯には、診察月のおおむね3～4か月後に高額療養費の申請についての通知を送付します。

※差額ベッド代・食事代・自由診療分等保険適用以外の医療費等は除く

## 限度額適用認定証

問 国保年金課国保給付係 ☎03-5803-1193

高額な診療を受けるとき、保険証と「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(住民税非課税世帯の方)の提示により医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります。国民健康保険料の滞納がない世帯を対象に事前の申請により証を交付します。

70歳以上で一般世帯の方及び現役並み所得者(Ⅲ)の方は保険証と高齢受給者証の提示により入院時の医療機関での支払いが自己負担限度額までとなります(後期高齢者医療被保険証をお持ちの方を除く)。

## 指定保養施設

問 国保年金課管理係 ☎03-5803-1191

国民健康保険加入者が安い料金で安心して利用できるように、保養施設等と施設利用契約を結んでいます。  
※施設の一覧は区ホームページ又は国保便利帳参照

# 後期高齢者医療制度

75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療制度です。東京都後期高齢者医療広域連合が制度の運営主体となり、区では住所変更や給付申請などの窓口業務や保険料の徴収事務を行っています。

対象	いつから
75歳以上の方	75歳の誕生日当日から
障害認定を受けた方 (申請により一定の障害があると広域連合から認定された65歳～74歳までの方)	区市町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から

※75歳になられた方は、それまで加入していた医療保険から、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となるため、加入手続きは不要

### 保険証の交付

被保険者には1人に1枚保険証が交付されます。病院等で医療等を受けるときは必ず提示してください。

※75歳になられる方には、誕生日までに保険証を送付。誕生日以降は、それまで加入していた医療保険の保険証は使用不可

## 後期高齢者医療制度のしくみ

### 掲載内容

後期高齢者医療制度の内容(自己負担割合、保険料、給付、高額療養費、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、医療費の払い戻しを受けられる場合等)に関する情報

### 無料配布

- 毎年度、6・3月の2回発行
- 後期高齢者医療被保険者証一斉更新時に郵送
- 希望者に国保年金課窓口で配布

※東京都後期高齢者医療広域連合ホームページにも掲載

問 国保年金課高齢者医療係 ☎03-5803-1205

問 国保年金課高齢者保険料係 ☎03-5803-1198



(令和5年度版見本)

## 医療機関等にかかるときの自己負担の割合

自己負担の割合は、毎年8月1日に判定しています。

自己負担割合	判定基準
1割	同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合又は下記①に該当するが、②に該当しない場合
2割	次の全てに該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②年金収入+その他の合計所得金額の合計額が ●被保険者が1人…200万円以上 ●被保険者が2人以上…合計320万円以上
3割	同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得145万円以上の方がいる場合

※住民税非課税世帯の方は、上記に関わらず1割負担

## 保険料

## 問 国保年金課高齢者保険料係 ☎03-5803-1198

被保険者の皆さんが病気や怪我をしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。保険料率は2年ごとに見直され、東京都内均一です。

## 保険料の決め方

保険料は一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

年度の途中で75歳になられた方は、その月から月割で保険料を計算します。

## 保険料の納付

納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りあります。

## ▶ 特別徴収

公的年金(介護保険料が引かれている年金)から後期高齢者医療保険料が引き落とされる

## ▶ 普通徴収

特別徴収の対象とならない方(公的年金の受給額が年額18万円未満の方、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が、公的年金の1回当たりの年金受給額の1/2を超える方等)は納付書や口座振替により納める

※別途保険料の軽減あり。軽減には所得の申告が必要となる場合あり。詳細は国保年金課へ

## 高額介護合算療養費の支給 P66

## 葬祭費 P79

## 第三者行為による傷病(被害)届 P77

## 後期高齢者医療健康診査 54

## 国民年金制度

## 問 国保年金課国民年金係 ☎03-5803-1196～7、文京年金事務所 ☎03-3945-1141

国民年金は、「想定外のリスク」に対応できる国の保険です。20歳以上60歳未満で、日本に住所を有する方(外国人を含む)は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。

## 年金の種別

	対象	年齢
第1号被保険者	自営業・学生・農林漁業・無職の方など (第2号・第3号被保険者以外の方)	20歳以上60歳未満
第2号被保険者	厚生年金・共済加入者	就職時～65歳未満
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	20歳以上60歳未満

## 希望で加入できる方

	対象	年齢
任意加入被保険者	海外に住んでいる日本人(日本に住居がない方)	20歳以上60歳未満
	60歳までに保険料の未納期間のある方	60歳以上65歳未満
	昭和40年4/1以前生まれで、受給資格を有していない方	65歳以上70歳未満

※厚生年金・共済組合加入者、第3号被保険者を除く

## 年金の種類

- ①老齢基礎年金(65歳になったとき)
- ②障害基礎年金(病気やケガで障害が残ったとき)
- ③遺族基礎年金(一家の大黒柱が亡くなったとき)
- ④その他(寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金、特別障害給付金)

※給付要件・年金額等詳細は文京年金事務所へ

## 加入及び変更の届出

事由	必要なもの
会社等をやめたとき	●年金手帳(基礎年金番号通知書) ●勤務先・退職年月日のわかるもの
配偶者の扶養でなくなったとき	●年金手帳(基礎年金番号通知書) ●扶養でなくなった日のわかるもの
保険料の免除の申請をしたとき	年金手帳(基礎年金番号通知書)・離職票等
保険料の学生納付特例の申請をしたとき	年金手帳(基礎年金番号通知書)・学生証、離職票等
年金の請求をしたとき	国保年金課国民年金係又は文京年金事務所へ問合せ
老齢基礎(老齢)年金受給者の受取口座を変更するとき	文京年金事務所へ問合せ
納付書を無くしたとき	